

一般社団法人フリースクール新宿アレーズ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人フリースクール新宿アレーズと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、主に学校に行けない、行かない子どもたちやそのような経験をした子ども、若者が、学校外の居場所で学び、成長して社会的に自立することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- 1) フリースクールの運営
- 2) 不登校の子ども及びその保護者への支援
- 3) 通信制高校との提携及び連携
- 4) 前各号に付帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 利用会員 当法人の提供するサービスを利用するために入会した個人

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により申し込み、社員総会の承認があったときに正会員となる。

2 利用会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認があったときに利用会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 利用会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員は、代表理事が別に定める退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除いて、退会日の1か月前までに退会届を提出しなければならない。

2 利用会員は、退会を希望する月の前月末日までに代表理事が別に定める退会届を提出することにより、退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を3か月以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 理事

(理事の員数)

第18条 当法人の理事は、3名以上とする。

2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員

総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(剰余金の不分配)

第26条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第27条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第28条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第29条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分

の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、一定の公益的な団体又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第32条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 石垣 慧

同 松尾 和俊

同 岡 登志雄

設立時代表理事 石垣 慧

※住所等は個人情報のためホームページでの公開は割愛させていただきます。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第33条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 石垣 慧

設立時社員 松尾 和俊

設立時社員 岡 登志雄

※住所等は個人情報のためホームページでの公開は割愛させていただきます。

(設立時の主たる事務所所在場所)

第34条 当法人の設立時の主たる事務所所在場所は、次のとおりである。

※登記上の所在場所であるため、割愛させていただきます。

(法令の準拠)

第35条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人フリースクール新宿アレーズ設立のため、設立時社員石垣慧外3名の定款作成代理人である司法書士 森成翔は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和5年12月27日

設立時社員 石垣 慧

設立時社員 松尾 和俊

設立時社員 岡 登志雄

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士 森成 翔

※住所等は個人情報のためホームページでの公開は割愛させていただきます。